

L G B T (同性愛や性同一性障害)を含む性的少数者のための
社会環境整備を求める意見書

L G B T (同性愛や性同一性障害)を含む性的少数者は、生活の各場面において不便や差別的取り扱い等に苦しんでいる現状があります。

具体的には、「制服などで男性用・女性用と固定化したものに振り分けられ選べない」「公の場で男女どちらでも使用できるトイレがなく我慢するしかない」「男女の交際や結婚を周囲からあたりまえのこととして求められ、なぜしないのかしつこく聞かれる」「同性の二人暮らしには部屋を貸せないと言われる」などの事例です。

今年３月、文部科学省の「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、教育現場において性的少数者の生徒への配慮が盛り込まれました。他の分野においても、こうした取り組みが求められています。

また、性同一性障害は、現在では生物学的な性と性の自己意識が一致しない疾患として、診断と治療が行われており、性別適合手術も医学的かつ法的に適正な治療とされています。しかし、専門医療機関は少なく、治療費はホルモン治療などの場合で毎回数千円の負担となり、適合手術は数百万円の負担となる場合もあります。

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により、特定の要件を満たす場合は、家庭裁判所が法令上の性別の取扱いの変更の審判をすることができるとされていますが、未だ社会支援策は十分とはいえません。

国においては、性的少数者が尊厳を保ち安心して暮らせるよう、生活の各場面で差別的取り扱いを受けないようにするための措置を定めるとともに、専門医療機関や就労環境の整備等の社会環境整備に取り組むよう強く求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２９年１２月　７日

大和高田市議会